（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）	動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）
第七十条第二項、第七十四条第二項、第八十四条第一号及び第二号、第八十七条、第九十一条の五十六第二項、第九十一条の六十三第二項、第九十一条の七十二第一号及び第二号、第九十一条の七十五、第九十一条の百三十三第二項、第九十一条の百三十九第二項、第九十一条の百四十七第一号及び第二号、第九十一条の百五十、第百四条第一項及び第三項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百四条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項及び第三項（これらの規定を第百三十四条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第二項及び第三項、第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号、第百五十条の十四第一項及び第三項並びに第百五十条の十六	第七十条第二項、第七十四条第二項、第八十四条第一号及び第二号、第八十七条、第九十一条の五十六第二項、第九十一条の六十三第二項、第九十一条の七十二第一号及び第二号、第九十一条の七十五、第九十一条の百三十三第二項、第九十一条の百三十九第二項、第九十一条の百四十七第一号及び第二号、第九十一条の百五十、第百四条第一項及び第三項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百四条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項及び第三項（これらの規定を第百三十四条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第二項及び第三項、第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号、第百五十条の十四第一項及び第三項並びに第百五十条の十六
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
動物用医薬品等取締規則	動物用医薬品等取締規則
第七十条第一項、第七十四条第一項、第八十七条、第九十一条の五十六第一項、第九十一条の六十三第一項、第九十一条の百三十九第一項、第九十一条の百五十、第百四条第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百四条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項及び第二項（これらの規定を第百三十四条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第一項、第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号、第百五十条の十四第一項及び第二項並びに第百五十条の十六	第七十条第一項、第七十四条第一項、第八十七条、第九十一条の五十六第一項、第九十一条の六十三第一項、第九十一条の百三十九第一項、第九十一条の百五十、第百四条第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百四条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項及び第二項（これらの規定を第百三十四条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第一項、第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号、第百五十条の十四第一項及び第二項並びに第百五十条の十六
別表第四（第十条関係）	別表第四（第十条関係）
動物用医薬品等取締規則	動物用医薬品等取締規則
第百三十二条第四項	第六十五条第二号、第九十一条の五十第二号及び第九十一条の百二十九第二号